



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 情報・宣伝部
2023年2月25日 No.583

2023年3月ダイヤ改正 新幹線統括本部で初めて乗務員の運用行路表に 「その他時間」(列車運行に関わらない業務時間)を導入

「2023年3月ダイヤ改正」に関する団体交渉(2月15日)における会社回答

★「その他時間」の具体的内容と指示について

- ・指示を行う時期は乗務点呼などになるが、帰着後や直前に行く可能性もある。社員が困らないよう適切な時期に行く。乗務の合間に指示することはない。
- ・執務箇所や作業内容は各区所で整理しているところである。
- ・「駅業務・企画業務等」を行う機会を運転士、車掌全員が均等に参画できる。
- ・「待機指示」はない。短時間行路の「その他時間」とは性質が異なる。

★社員説明について

- ・「見習い」を行うなど業務に応じた必要な教育をしていくほか、指示を出す現場長や管理者にもダイヤ改正までに教育していく。
- ・各区所でダイヤ改正までに関係社員に説明していく。

★エルダー社員について

- ・「エルダー社員雇用契約書」の契約範囲の中で業務を指示する。

★「その他時間」に関する指揮命令系統について

- ・「兼務発令」を行わなくても、業務を行う箇所の指揮命令系統下に入ることは可能である。

★一行路あたりの拘束時間の限度について

- ・「一般線区」に限度はない。拘束時間が長い行路が「働きやすい」とは思っていない。

★列車遅延などにより所定労働時間を超えた場合について

- ・「駅業務・企画業務等」の業務指示は、状況に応じて管理者等が判断する。

乗務員の「在来線便乗」について

★成果

- ・コストダウンを実現したほか、天気予報で「自動車便乗」に変更するなどの対応を行った。

★課題

- ・急な悪天候に対応ができなかった。
- ・「在来線のダイヤ乱れ」「積雪により歩行困難」などの把握、伝達の負担が増えた。

★今後について

- ・現時点では引き続き「在来線便乗」を実施していく考えである。
- ・課題も多くあることから、経験値を積んでいく中で、他の手段なども勉強していきたい。